相続手続のために提出していただく書類

①家庭裁判所の審判、調停により相続人が決まった場合

- 1. 相続手続依頼書(当行所定の書式)
- 2. 家庭裁判所の「審判書謄本」および「確定証明書」または「調停書謄本」
 - (注) 上記はコピーした後、原本をご返却いたします。
- 3. 当行の預金等を相続する方の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの)
- 4. 被相続人の通帳および証書
 - (注) 通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談 ください。

②家庭裁判所により相続財産清算人が選任されている場合

- 1. 相続手続依頼書(当行所定の書式)
- 2. 家庭裁判所による相続財産清算人の選任の審判書謄本
 - (注) 上記はコピーした後、原本をご返却いたします。
- 3. 相続財産管理人の印鑑登録証明書(発行日から6か月以内のもの)
- 4. 被相続人の通帳および証書
 - (注) 通帳・証書を喪失している場合は、事前にお取引店にご相談 ください。